

淀川水系流域委員会 様

2009年11月3日

宇治・世界遺産を守る会

藪田 秀雄

新しい政権が誕生して2カ月。新しく出来た政権にまともなことをやって欲しいという期待もありますが、早速それ裏切られるような事態も発生しています。ダムの見直しがそうです。「マニフェストに書いてあるから」と説明抜きでやるのは論外ですが、「天ヶ瀬ダム再開発事業」を見直し対象から除外し、事業継続としたことは、前原誠司国土交通大臣が昨年「川の全国シンポ」に出席して述べられたことや選挙公約に反するばかりでなく、計画そのものと計画に対する淀川水系流域委員会の意見を全く省みないので、道理がなく、大問題です。

河川法の理念と諸規定に基づいて、流域住民が納得できる河川整備計画の策定という要求実現のためには国民運動、市民運動を一層盛り上げることが大事と痛感しています。宇治川河川整備に関して内閣総理大臣と国土交通大臣へ緊急要請の手紙送りました。

なお文中の2、③で「市民に非公開、秘密委員会」と記しているのは、淀川河川事務所が河川法の趣旨を生かす公開・住民参加の流れに逆行し、非公開で同時に計画に対して意見を言う委員を排除して行った「塔の島構造検討会」のことです。

記

2009年10月30日

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 様

国土交通大臣 前原 誠司 様

宇治・世界遺産を守る会

代表世話人 須田 稔

「天ヶ瀬ダム再開発事業」および「宇治川塔の島地区河道掘削事業」の即時中止と計画の全面的見直しを求める緊急要請

貴下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

国民の声を無視し、国民のくらしと人権を脅かしてきた長年の自民公明政権が国民の厳しい審判を受けて崩壊し、新たに民主社民国民新党の政権が誕生してはや1カ月余が経過しました。貴下におかれましては国民の信託を受けて国民のための新しい政治を進めるために日々邁進されていることと推察いたします。

さて本日お手紙を差し上げたのはほかでもありません。国土交通省近畿地方整備局が行おうとしている宇治川の河川工事によって、私たち宇治市民の命と財産が脅かされ、宇治市民にとって宝ともいふべき世界遺産と一体となった宇治川の景観・環境が致命的な破壊の危機に瀕していることをお伝えし、何としても緊急の措置を講じていただくことをお願いするためです。

私たちが住む宇治市は、琵琶湖から流れ出すただ一つの河川である瀬田川が京都府域で宇治川と名前をかえ、やがて桂川、木津川と合流して淀川となり大阪湾にそそぎます。その中流域、宇治川の両岸に広がる人口 19 万人のまちです。

国土交通省近畿地方整備局は、今年 3 月に「淀川水系河川整備計画」を決定しました。その中に「天ヶ瀬ダム再開発事業」と「宇治川塔の島地区河道掘削事業」が位置づけられ、今年度中にも宇治川塔の島地区の河道掘削工事を実施しようとしています。

私たちは民主党政権が誕生し、「八ッ場ダムの建設中止」などが打ち出されたことから、民主党がマニフェストに示されている「無駄な公共事業の見直し」「川辺川ダム、八ッ場ダムの建設中止。すべてのダム計画凍結と一からの見直し。」にもとづき全国のダム計画の見直しの方向に歩み出したと歓迎しました。

しかし過日の発表によると、淀川水系では丹生ダム、川上ダム、大戸川ダムなどは凍結見直しの対象とされましたが、「天ヶ瀬ダム再開発事業」は凍結見直しの対象から除外され、事業継続とされました。これは驚くべきことであり、長年河川改修問題に取り組んできた私たちは全く納得できません。

以下、「天ヶ瀬ダム再開発事業」および関連する「宇治川塔の島地区河道掘削事業」の凍結見直しを求める理由を述べさせていただきます。

記

1、大戸川ダム建設は凍結見直し、「天ヶ瀬ダム再開発事業」は凍結見直し対象外とすることは道理に合いません。

国土交通省は天ヶ瀬ダム再開発事業と大戸川ダム建設をセットで河川整備計画決めてきました。その一方だけを凍結見直し、一方を凍結見直しの対象外として事業継続を決めることは道理に合いません。

「天ヶ瀬ダム再開発事業」はダム建設でない、継続事業だとの認識は問題の本質を観ないものです。「天ヶ瀬再開発事業」は、ダム建設に匹敵する工事計画です。天ヶ瀬ダムの毎秒 9 0 0 m³の放流量を 1 5 0 0 m³に大幅に増強するために内径 2 6 m の日本最大の放流トンネルをダム左岸に建設する、そのために 4 3 0 億円以上の税金を

投じることをはじめ、その事業の結果生じる毎秒1500m³放流は、ダム建設同様に宇治川と流域住民に大きな影響を与えるものです。また断層群が存在する天ヶ瀬ダム周辺に巨大トンネルを建設することについて安全性が確保されていません。凍結見直しすべきです。

2、「天ヶ瀬ダム再開発事業」の必要性緊急性はなく、むしろ宇治川治水にとって危険、世界遺産の景観破壊、無駄な公共事業です。

①天ヶ瀬ダム再開発毎秒1500m³放流の必要性、緊急性はありません。

「天ヶ瀬ダム再開発事業」の目的に、琵琶湖の浸水被害を軽減するための後期放流毎秒1500m³に対応する、そのために天ヶ瀬ダムの放流能力を1500m³に増強するとあります。しかし琵琶湖の沿岸の浸水被害の実態は、長期間、莫大な税金を投入した「琵琶湖総合開発事業」の実施によって、すでに根本的に大幅に改善されています。下流のいかなる犠牲も払っても瀬田川洗堰からの放流量（大戸川合流点）を毎秒1500m³にしなければならない必要性も緊急性もない事、むしろ湖岸地域の土地利用の誘導や輪中堤防の検討等流域での個別的な対策の検討が有効であることを流域委員会は早い段階ですでに提言しています。

②毎秒1500m³放流は危険です。

天ヶ瀬ダムで毎秒1500m³放流した場合、宇治川は2週間以上、毎秒1500m³の洪水に見舞われることとなります。これは宇治川堤防が破堤した昭和28年台風13号の洪水、最大毎秒1760m³に匹敵するもので、しかも長期間高水位の洪水が継続するという宇治川が過去に経験したことがない、また日本の他の河川では例を見ない計画です。

流域住民が宇治川堤防の安全性に大きな疑問をもち、毎秒1500m³放流の中止を求めるのは当然のことといえます。宇治川堤防は、その成り立ちが、宇治橋付近で西流して巨椋池に流れ込んでいたものを、太閤秀吉が自然に逆らって伏見城の近くまで捻じ曲げて北流させたことから、極めてぜい弱な問題のある堤防です。

流域住民は、宇治川堤防の強化をまず要求しています。補強すれば毎秒1500m³の洪水を長期間流しても大丈夫という説明を信じている住民はいません。宇治川堤防補強について全面的な再検討が必要です。

③過大な計画、河道掘削で世界遺産と一体の景観と河川環境が根幹から破壊されます。

宇治川塔の島地区の河道掘削事業は、天ヶ瀬ダム毎秒1500m³放流が原因です。宇治川洪水（前期）への対応であれば、塔の島地区において国交省が17億円もの無

駄な公共事業を実施して自らがわざわざ流下能力を低下させた塔の川締切堤・導水管・亀石遊歩道を撤去して、元の宇治川に戻すことによって、洪水に対応できます。

国交省は宇治川洪水（前期）の時にも塔の島地区で毎秒1500m³の流下能力が必要としていますが、これは虚構です。

宇治川洪水（前期）の時は、天ヶ瀬ダム放流は毎秒1140m³、下流の山科川合流点で毎秒1420m³の流量であり、天ヶ瀬ダムと山科川の間点の塔の島地区では毎秒1200m³レベルといえます。

必要もないのに過大な計画を立て、必要もない区間も一律に毎秒1500m³の流下能力のための河道掘削工事を行うことで、塔の島地区の世界遺産と一体となった宇治川の景観と河川環境を破壊することは許されません。それは同時に莫大な税金無駄使いであり許されることではありません。

今必要なことは、この間の河川工事によって破壊された景観や河川環境を修復し再生することです。そのためにも、市民に非公開の秘密委員会の意見でなく、私たちをはじめ、幅広い市民の意見を丁寧に聞いて計画に反映させさせていただくことが必要であり、ぜひそうしていただきたい。

3、淀川水系流域委員会は、「天ヶ瀬ダム再開発事業」および「宇治川塔の島地区河道掘削事業」の全面的見直しを求めています。

淀川水系流域委員会は、国交省近畿地方整備局長に対する「『淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）』に対する意見」（平成20年4月25日）および「淀川水系河川整備計画策定に関する意見書」（平成20年10月16日）において一貫して「天ヶ瀬ダム再開発事業」および「宇治川塔の島地区河道掘削事業」の全面的な見直し再検討を求めています。

「淀川水系河川整備計画策定に関する意見書」（平成20年10月16日）の「意見書の主要な論点」では

「1 天ヶ瀬ダム再開発事業

- ・淀川における流量増対策としての効果は限定的であり、緊急性は低い（見直し再検討）。
- ・天ヶ瀬ダム再開発は、三川合流点の水位状況によっては、宇治川の安全度を低下させる（見直し再検討）。
- ・天ヶ瀬ダムの放流による低周波問題についての検討がなされていない（見直し再検討）。
- ・天ヶ瀬ダム再開発に伴う下流河川の生態系影響評価と対策が十分に検討されていない（見直し再検討）。
- ・天ヶ瀬ダム周辺における活断層の存在についての疑義がある（見直し再検討）。
- ・以上のことから、提示された天ヶ瀬ダム再開発事業計画の実施を「河川整備計画」に

位置づけることは適切ではない（見直し再検討）。」と全面的に見直し再検討を求めています。

宇治川塔の島地区河道掘削事業については、

「2 宇治川の目標流量

- ・天ヶ瀬ダムの最大放流流量増大は、現状よりも宇治川の安全度を低下させる場合がある（見直し再検討）。
- ・塔の島地区改修の目標流量を過大に算定している疑いがある（見直し再検討）。
- ・塔の島地区の景観、生態系および将来にわたる河床維持等に必要な条件を踏まえていない（見直し再検討）。
- ・琵琶湖後期放流流量は、宇治川の安全度を踏まえて設定するべきである（見直し再検討）。」と計画を過大だとして全面的に見直し再検討を求めています。

「天ヶ瀬ダム再開発事業」を凍結見直しの対象外として継続事業とし、関連する「宇治川塔の島地区河道掘削事業」を実施することは、淀川水系流域委員会の意見を完全に踏みにじることとなります。

4、淀川水系河川整備計画は瑕疵ある計画です。

国交省近畿地方整備局が河川法に基づいて自らが設置した「淀川水系流域委員会」の最終意見を待たずに、一方的に計画案を策定し関係知事の意見を求めたこと、また流域委員会の最終意見書の受け取りすら拒否したことに対して、元流域委員会委員長三氏をはじめ、大阪弁護士会や京都弁護士会、各界各分野から河川法違反の暴挙として厳しい批判が集中した経過があります。

この経過を観るならば決定された「淀川水系河川整備計画」は、河川法の手続きを逸脱した、法に違反する「瑕疵ある計画」といえます。

新しい政権のもとで河川法の本質と諸規定にもとづき国民・流域住民の納得のゆく河川整備計画が策定されるようお願いするものです。

以上